

## 第五十八回 参議院大蔵委員会会議録第十号

(一三九)

昭和四十三年四月二日(火曜日)  
午後一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳秀夫君  
理事 植木光教君  
小林章君  
柴谷要君

委員

青木伊藤一男君  
大竹平八郎君  
大谷賛雄君  
藤田正明君  
木村福八郎君  
田中寿美子君  
戸田菊雄君  
野上元君  
野溝勝君  
二宮文造君  
瓜生清君  
須藤五郎君

木田三喜男君  
大蔵大臣  
政府委員  
大蔵政務次官  
大蔵省主計局次  
大蔵省理財局長  
事務局側  
常任委員会専門員  
説明員  
大蔵大臣官房財務調査官  
細見卓君

○本日の会議に付した案件  
○所得に対する租税に関する二重課税回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)  
○国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を議題とし質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 デンマークとわが国との二重課税の回避のための特例法、この問題についてではないに、関連がござりますので、二、三質問をいたしたいと思いますが、隣国である韓国との租税条約締結交渉が昨年来持たれてきておるわけです。一体その交渉経過の見通しはどうなつておるのか、それから、昨年来、日本商社は、課税問題で韓国との税務当局との間にごたごたを起こしておるけれども、現在政府間の話し合いは一体どうなつておるのか。このごたごたの問題が解決をしておるのか、この点についてまず最初に承りたいと思ひます。

○説明員(細見卓君) お答え申し上げます。  
日本韓の租税条約につきましては、私ども最も密接な経済関係のある韓国との間に租税条約をつくりますことは、いま御指摘の韓国におきます日本商社の課税問題が発生しておるおりからでもあります。

ますので、一番大事な問題としてずっと取り組んでまいりておるわけであります。なかなか現在のところ、確たる見通しといふものはございません。ただ、しかし、私どもの交渉におきましても、あるいは、また、過去二回に行なわれました日韓閣僚協議会におきましても、この問題を閣僚のベースで取り上げていただいておりますので、事態は漸次好転いたしております。ただ、何といたしましても、韓国は租税条約を結びますのが建国以来初めてということで、どういう形の条約を結んだらいいのかというようなことについても、まだ確定した成案を得ておらないようあります。そこで、そういうものも、まあ日本とのたび重なる予備交渉、あるいは、また、米国とも交渉をやっておるやに聞いておりますので、そういうものを通じまして、およそ租税条約に関する国際慣習といふようなものは、どういうものかということが漸次わかつてしまいりつあるようありますので、私どもといいたしましては、この問題の将来も、交渉を開始いたしましたころに比べますと、かなり明るくなつておるのではないかと思います。なお、この六月ごろにはソウルに私どもの代表が参りまして、なお引き続き交渉をいたし、そのあと予想されます閣僚協議会においてもこの問題をさらに強力に推進してまいりたいというふうに、政府の中でも大体の話し合いついております。

なお、第二点の、韓国の商社の課税の問題でござりますが、日本の商社に対しまして課税の問題が起こりましたのは三十九年の九月でございました。そのときにまあ日本は、御案内のように、日本商社は、韓国におきます商社としての地位をまだ登録されておらなかつたわけであります。が、とにかくわらず、韓國主税当局は日本商社における活動をとらえまして、これに課税をしてまいりました。その結果、三十七年から三十八年、あるいは三十九年程度の課税、もちろんこの課税もかなり額が大きいので、日本側としては問題ではあつたのであります。さらにその次の四年一月から九月におきましては、一挙に従来の税額の十倍程度を課税されるというようなことになりまして、これではとてもたいへんだというところで、一応税は払ってはおりますが、この四十年一月から四十一年の九月にかけては、税金については、いま訴訟を起こしております。どういう点が問題になつておるかと申しますと、法人税につきましては、いわゆる実査といいますか、直接調査してその企業におきます収益の状態を調べるのではなくて、韓国側が一方的に持つております一種の所得率とでもいいますか、利益率といふものさしを持ってまいりまして、当初それは商社に対して一三%という程度、非常にわれわれから考へれば常識外の数字であったわけでありますが、それが四十年になりますと三・一・一%にまで下がっております。しかしながら、これにいたしましても、日本の商社の営業の実態を私どもが調査いたします限りは、とても三%程度にみんなの平均利益がなるというわけにはいかないわけで、私どもは、この問題に関しては、強く韓国当局に對して、日本商社の実態を調べて、実態に即したそういう認定課税じゃないものをやつてくれ、そして、その結果、所得のあるものについては当然払うべきであるが、しかし、所得がないものを推定されてしまうではないかということを強く申しこれでまいつたわけであります。が、この四十一年十月から四十二年三月までの事業年度におきます法人税につきましては、わずか三社だけではございますが、とりあえず実査をいたしております。この実査の率で申しますと、〇・八とか〇・九とかという程度の利益率に韓国側が調べましてもなつております。ところが、それ以外の商社に

つきましては、一応一・九四という程度の利益を推定して課税しておるわけで、いま申しましたところから明らかでありますように、調べれば一・〇以下の数字である、それが一・九とか二に近いような利益率で課税されるということは、あくまで私どもとしては不当な取り扱いであるというふうに考えまして、いままおこの問題については、課税の適正化と申しますか、実態に即した課税を行なうよう強く私どもも申しておりますし、また、閣僚ベースにおきましても強く申し入れておるわけでございます。

それから、もう一つは、營業税が問題でございまして、これにつきましては、日本の昔にありますよろな營業税が韓国に行なわれておるわけがありますが、この營業税をかけるにあたりまして、日本のおのの商社の業態を卸売り業と向こうは見ておるわけありますが、私どもは、これは全くの韓国にある支店について申す限りでは、コミッショントマーチャントで、手数料收入でやつておる商社ということで、この点も強く申し入れておるわけで、以上二点が商社の課税に対して日本政府が申し入れておる事柄であります。

○柴谷要君 第二問目は、ただいま説明がちょっとなされましたけれども、現在申告に基づいて実質課税されておるのはわずかに三社、それで、残りの十一社には韓國税務当局が見込んだ法人税認定利益率一・九四%に基づいて認定課税をされておる、こういうことになつておると思うのですが、この問題をめぐつての交渉経過は一体どううふうになつておるか。それから、申告に基づいた実質課税を認められておる三社の一つは一体どこの社か。それから、残された十一社の一つは一体どこの社か。それから、残された十一社の一つは一体どこの社か。それから、それがわかつたらひとつその社を教えていただきたい。

○説明員(細見卓君) まず会社の名前を申し上げます。これはあるいは申し上げることは適当であるかどうかわかりませんが、個々の会社の利益ではないと思いますので申し上げます。安宅、住友、三菱の三社がいま申し上げた実質課税を受け

ております。それから、したがいまして、残りは伊藤忠、岩井、兼松、江商、丸紅、東食、東綿、豊田、日綿、日商、野村、三井というような会社になつております。この実態に即した課税といふことになります。この実態に即した課税といふことにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、実際に調べれば一%下回る所得率になるわけでありますので、韓国側に対しまして、再三にわたりまして、私どもだけでは足りないものですから、あるいは總理から日本へ韓国の副総理が見えたときに強く申し入れていただくとか、あるいは、また、大蔵大臣から向こうの大蔵大臣に強く申し入れるというようなことをいたしましたが、单なる認定によって税を払うということは、あくまで日本政府としても、日本商社に対して、とにかく、ある所得に対する税は払うのであります。その点は閣僚協議会に期待しておるわけですが、单なる認定によって税を払うということは、あくまで日本政府としても、日本商社に対して、立場上、そういう税を払うべきだということは言えないのだということを強く申し入れて、なお、この点については明年度、この事業年度以後おつきましたは、全部の商社について、実態に即した課税をするということを約束をしておりますが、既往分についてどうするかということについては、この六月あたりにもう一度交渉いたしますときの議題にならうかと思っております。

○柴谷要君 どうも韓国との交渉は、租税問題だつて、立場上、そういう税を払うべきだということは言えないのだということを非常に強調をするということを約束をしておりますが、既往分についてどうするかということについては、この六月あたりにもう一度交渉いたしますときの議題にならうかと思っております。そこで、立場上、そういう税を払うべきだということは言えないのだということは非常に強調ではないかと思う。早期の租税条約の締結が望まれる理由といふものはそこにあると思いますが、これらの点をどう考へておるのか、早期妥結の方向に向かって話を進められるのか、現状のまま当分いかざるを得ないのか、この点をひとつ説明願いたいと思います。赤字であるのに運輸所得がどうも背伸びをし過ぎておる、それに対して日本国は、何かはれものにさわるがごとき扱いをしておるような感じがするわけです。これは外交面におけるいろいろな問題があるかとは思いますが、この問題をめぐつての交渉経過は一体どううふうになつておるか。それから、申告に基づいた実質課税を認められておる三社の一つは一体どこの社か。それから、残された十一社の一つは一体どこの社か。それから、それがわかつたらひとつその社を教えていただきたい。

○説明員(細見卓君) まず会社の名前を申し上げます。これはあるいは申し上げることは適当であるかどうかわかりませんが、個々の会社の利益ではないと思いますので申し上げます。安宅、住友、三菱の三社がいま申し上げた実質課税を受け

ております。それから、したがいまして、残りは伊藤忠、岩井、兼松、江商、丸紅、東食、東綿、豊田、日綿、日商、野村、三井というような会社になつております。この実態に即した課税といふことにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、実際に調べれば一%下回る所得率になるわけでありますので、韓国側に対しまして、再三にわたりまして、私どもだけでは足りないものですから、あるいは總理から日本へ韓国の副総理が見えたときに強く申し入れていただくとか、あるいは、また、大蔵大臣から向こうの大蔵大臣に強く申し入れるというようなことをいたしましたが、单なる認定によって税を払うということは、あくまで日本政府としても、日本商社に対して、立場上、そういう税を払うべきだということは言えないのだということを強く申し入れて、なお、この点については明年度、この事業年度以後おつきましたは、全部の商社について、実態に即した課税をするということを約束をしておりますが、既往分についてどうするかということについては、この六月あたりにもう一度交渉いたしますときの議題にならうかと思っております。

○柴谷要君 では、最後に、日豪両国間の交渉も二月にキャンペーンで持たれていた。その交渉の問題点は一体どんな点にあるのか、これをまず伺いたい。それから、現在、船会社は企業収益が赤字であるにもかかわらず、運輸所得には運賃収入の二%が課税をされている。こういうことは非常に矛盾ではないかと思う。早期の租税条約の締結が望まれる理由といふものはそこにあると思いますが、これらの点をどう考へておるのか、早期妥結の方向に向かって話を進められるのか、現状のまま当分いかざるを得ないのか、この点をひとつ説明願いたいと思います。赤字であるのに運輸所得がどうも背伸びをし過ぎておる、それに対して日本国は、何かはれものにさわるがごとき扱いをしておるような感じがするわけです。これは外交面におけるいろいろな問題があるかとは思いますが、この問題をめぐつての交渉経過は一体どううふうになつておるか。それから、申告に基づいた実質課税を認められておる三社の一つは一体どこの社か。それから、残された十一社の一つは一体どこの社か。それから、それがわかつたらひとつその社を教えていただきたい。

○説明員(細見卓君) まず会社の名前を申し上げます。これはあるいは申し上げることは適当であるかどうかわかりませんが、個々の会社の利益ではないと思いますので申し上げます。安宅、住友、三菱の三社がいま申し上げた実質課税を受け

ております。それから、したがいまして、残りは伊藤忠、岩井、兼松、江商、丸紅、東食、東綿、豊田、日綿、日商、野村、三井というような会社になつております。この実態に即した課税といふことにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、実際に調べれば一%下回る所得率になるわけでありますので、韓国側に対しまして、再三にわたりまして、私どもだけでは足りないものですから、あるいは總理から日本へ韓国の副総理が見えたときに強く申し入れていただくとか、あるいは、また、大蔵大臣から向こうの大蔵大臣に強く申し入れるというようなことをいたしましたが、单なる認定によって税を払うということは、あくまで日本政府としても、日本商社に対して、立場上、そういう税を払うべきだということは言えないのだということを強く申し入れて、なお、この点については明年度、この事業年度以後おつきましたは、全部の商社について、実態に即した課税をするということを約束をしておりますが、既往分についてどうするかということについては、この六月あたりにもう一度交渉いたしますときの議題にならうかと思っております。

○委員長(青柳秀夫君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めますので、その点は閣僚協議会に期待しておるわけでございます。

○委員長(青柳秀夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○説明員(細見卓君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、質疑は尽きた

○委員長(青柳秀夫君) 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 本格的な質疑は後日に譲るとして、

きょうは一問だけ質問しておきたいと思うのです、というのは、ほかでもありませんけれども、

国債整理基金特別会計法を早急に改正しなければ

ならないという理由は一体何か。これ一つだけ聞いてきょうはこの質疑を終わっておきたいと思ひます。

○政府委員(相沢英之君) 四十一年度から本格的な公債の発行へ進むという事態を迎えたわけでござりますが、公債政策に対する国民の理解と信頼を得、かつ、公債政策の健全性を確保するために

は、政府として、単に公債発行についての節度を守るだけではなく、公債償還についても、その節度ある運営をはかり公債を租税等の一般財源で償還していくことのきちんとした考え方なり仕組みなりを確立しておくことが必要だと考えられたのでござります。しかし、現在におきましては、

国債整理基金特別会計に対する財源繰り入れの制度につきましては、かつての公債残高に対する一定割合の繰り入れ制度は昭和二十八年に停止され

て以来、一般会計は、財政法六条の規定に基づきまして、決算上の剩余金の二分の一を下らない額を翌々年度までに公債償還財源に充当するということが義務づけられているにとどまつておったわけでござります。しかし、剩余金が相當に出ておりました從来の時代ですとこれでも差しつかえないといふことでございましたが、公債発行下においては、節度ある公債政策の一環としての減債制度といふにはきわめて不十分な面があると考えられただけでござります。公債に対します償還財源をある程度平準的に国債整理基金特別会計に繰り入れると、いふことも一つのねらいでございま

以上のような理由から、今回減債制度を改正いたしまして、その充実強化をはかることとした次第でございます。

○委員長(青柳秀夫君) 本法案に対する質疑は、

本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

願(第二九八二号)(第二九八三号)(第二九八五号)(第二九九八号)(第二九九九号)(第三〇五号)(第三〇五号)(第三〇五六号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇九二号)(第三一〇五号)(第三一〇六号)(第三一二二号)

三〇五三号)(第三〇五四号)(第三〇五五号)

(第三〇五六号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇九二号)(第三一〇五号)(第三一〇六号)(第三一二二号)

第二九八三号 昭和四十三年三月十五日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(四通)

請願者 長崎市筑後町一〇ノ一九 東原英

紹介議員 達田 龍彦君

章外六百三名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八五号 昭和四十三年三月十五日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 秋田県由利郡鳥海村上笛子 井岡

紹介議員 鈴木 壽君

利夫外四十一名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八六号 昭和四十三年三月十六日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 秋田県由利郡岩城町内道川字八幡

紹介議員 沢田 政治君

前一八一今野タケ外百七十七名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八七号 昭和四十三年三月十六日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 秋田県由利郡岩城町内道川字八幡

紹介議員 沢田 政治君

前一八一今野タケ外百七十七名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八八号 昭和四十三年三月十六日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 千葉県八日市場市高六二 石井宝

紹介議員 柳岡 秋夫君

外三百二名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八九号 昭和四十三年三月十六日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 千葉県八日市場市高六二 石井宝

紹介議員 柳岡 秋夫君

外三百二名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一三号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(七通)

請願者 初子外千二百九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

行外九十九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一四号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原一七二 佐藤信

大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一五号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 島根県浜田市清水町 福本昭子外

百六十九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一六号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町下山田 是信

紹介議員 中村 英男君

俊雄外七百四十二名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一七号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町東鎌田八二

紹介議員 達田 龍彦君

六百二十四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十三年三月十八日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 外山義治外三百五十二名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇一九号 昭和四十三年三月十九日受理  
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 茂君

寅雄外百二十名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

請願者 福岡県筑後市長浜一、三一二 本 紹介議員 小柳 勇君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 村瑞穂外九十九名 紹介議員 沢田 政治君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
第三〇五四号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通) 請願者 東京都調布市富士見町二ノ一〇 紹介議員 鈴木 強君 佐藤良子外三百十五名 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇九二号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(四通) 請願者 福島県郡山市本町二ノ二四ノ一二 紹介議員 村田 秀三君 遠藤修外百二十名 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
第三〇五六号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通) 請願者 京都府相楽郡木津町内田山三五 牧野基久外五百三十名 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。 紹介議員 藤田藤太郎君	第三一〇五号 昭和四十三年三月二十一日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通) 請願者 東京都武藏野市吉祥寺南町一ノ一 〇ノ九 伊藤重雄外四十九名 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
第三〇五六号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(六通) 請願者 群馬県前橋市昭和町三ノ一四ノ一 ○ 鈴木光雄外六百五名 紹介議員 伊藤 顯道君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三一〇一号 昭和四十三年三月十六日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(七通) 請願者 東京都江東区北砂四ノ二六ノ八 大島武男外五十一名 紹介議員 片山 武夫君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。
第三一〇六号 昭和四十三年三月二十一日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二通) 請願者 千葉県香取郡山田町仁良四九〇 一 金井喜代子外二百六名 紹介議員 加瀬 完君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇〇二号 昭和四十三年三月十六日受理 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七通) 請願者 石川県石川郡美川町字蓮池町オ一 一 山本靜作外六十九名 紹介議員 高山 恒雄君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。
第三一三三号 昭和四十三年三月二十一日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願 請願者 東京都新宿区中井一ノ四ノ一四 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇〇三号 昭和四十三年三月十六日受理 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(八通) 請願者 愛媛県松山市山越町一、〇九九 一一 青井勇外七十三名 紹介議員 中村 正雄君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。
第三一〇九〇号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願 請願者 斎藤和子外五十名 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇二九号 昭和四十三年三月十八日受理 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五通) 請願者 広島県佐伯郡宮島町六〇七 吉村 重美外千六百五十五名 紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。
第三一〇九一号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願 請願者 東京大江 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇三〇号 昭和四十三年三月十八日受理 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七通) 請願者 兵庫県尼崎市森伊佐子一九九 塩出滋孝外三千七十六名 紹介議員 藤原 道子君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。
第三一〇九二号 昭和四十三年三月十九日受理 國立医療機関の特別会計制反対に関する請願 請願者 阿竹宗樹外二百八十二名 紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	第三〇五二号 昭和四十三年三月十九日受理 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(六通) 請願者 広島県安芸郡府中町三、〇八九 寺田能子外千七百五十三名 紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

紹介議員 龟田 得治君

紹介議員 外十三名  
木村美智男君

第三〇七六号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一一、七二四

紹介議員

大河原一次君

紹介議員

清水千代外十三名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四、七八〇

紹介議員

山田近美外三十名

紹介議員

大倉精一君

紹介議員

金田伊佐男外十三名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七八号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、八一七

紹介議員

野村東洋子外十三名

紹介議員

大矢正君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市東伊那五、三三〇

紹介議員

市村重実外十三名

紹介議員

加藤シヅエ君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八〇号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、一七六

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八一号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一〇、一七六

紹介議員

ノ一 気賀沢千文外十三名

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八二号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 宮下あさ江外十三名

紹介議員

木村禧八郎君

紹介議員

宮崎市下原町二二二ノ六 原口謙外十三名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

紹介議員

鶴園哲夫君

紹介議員

宮崎市下原町二二二ノ六 原口謙外十三名

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八三号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市下平三、八八一

紹介議員

中城明雄外十三名

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八四号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 宮崎市下平三、八八一

紹介議員

松永忠二君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八五号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 宮崎市下平三、九一一 太田裕子外十三名

紹介議員

中村波男君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八六号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 宮崎市老松通一ノ六ノ三三 川崎浩康外十三名

紹介議員

中村英男君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八七号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願  
請願者 宮崎市谷川町三ノ三五 川崎良賢

紹介議員

光村基助君

紹介議員

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八八号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八九号 昭和四十三年三月十九日受理

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五部 大蔵委員会会議録第十号 昭和四十三年四月一日 【参議院】

五





昭和四十三年四月六日印刷

昭和四十三年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局